

秋田市告示第260号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和8年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和8年8月18日

秋田市長 沼 谷 純

1 検査対象地区、期日、時間および場所

検査対象地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
濁川・添川・仁別 山内・旭川・新藤田 広面・柳田・下北手 太平・四ツ小屋・上北手	11月9日	月	午前9時30分から正午まで	秋田市川尻若葉町1番5号 一般社団法人秋田県計量協会
			午後1時から午後3時30分まで	
大住・仁井田・御野場 御所野・下浜・勝平 向浜・桜ガ丘・桜台 大平台・山手台	11月10日	火	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
新屋・浜田・豊岩	11月11日	水	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
寺内・將軍野・飯島 金足・下新城・上新城	11月12日	木	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
土崎港 （東・西・南・北） 外旭川	11月16日	月	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
土崎港 （中央・相染） 港北	11月17日	火	午前9時30分から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	
秋田市公設地方卸売市場	11月18日	水	午前9時30分から午前11時30分まで	秋田市外旭川字待合28番地 秋田市公設地方卸売市場
雄和			午後1時30分から午後3時30分まで	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 秋田市河辺市民サービスセンター
河辺	11月19日	木	午前10時から正午まで	
			午後1時から午後3時30分まで	

- 2 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。
- 3 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和 8 年11月24日から同年12月28日までとする。
- 4 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 5 計量法第19条第 1 項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項に定めるものとする。
- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。